

「川崎市総合計画」第3期実施計画 中間評価結果に対する市民意見募集の結果について

川崎市では、令和6年8月下旬に「川崎市総合計画」第3期実施計画の中間評価結果（令和4年度～令和5年度の施策評価結果）を公表し、市民の皆様から御意見を募集しました。
この度、その意見募集の結果を取りまとめましたので、御報告します。

1 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間

令和6年8月22日（木）～令和6年9月30日（月）

(2) 意見の提出方法

本市ホームページ意見募集フォーム、FAX、郵送、持参

(3) 募集の周知方法

ア 本市ホームページ

イ 市政だより（9月1日号）

ウ 募集案内の配架（各区役所市政資料コーナー、各図書館、かわさき情報プラザなど）

エ 電子メール配信（かわさき自治マガジン）

2 結果の概要

意見募集の結果、4通10件の御意見が寄せられました。

主な内容としまして、施策・事務事業の方向性に対する提言などがありました。

【意見募集の結果一覧】

提出数	意見数			合計
	(1) 施策・事務事業に関するもの	(2) 政策評価の手法に関するもの	(3) その他意見募集の趣旨に沿わないもの	
4通	7件	3件	0件	10件

3 意見の要旨及び本市の考え方

(1) 施策・事務事業に関するもの（7件）

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	<p>施策 3-3-3「多摩丘陵の保全」の成果指標「緑地保全面積」について、</p> <p>(1) 令和5年度の実績値の増加は1ha以下であり、達成率が88.8%から87.2%に下がっているにもかかわらず、施策評価シートの「単位等」欄に記載されている矢印（増減）が上向いているのは間違いではないでしょうか。</p>	<p>(1) 施策評価シートの「単位等」欄については、指標の補足説明をするために設けたものです。上向きの矢印は数値を上げていくことが望ましい指標であること、下向きの矢印は数値を下げていくことが望ましい指標であることを示すものであり、指標の達成状況を示すものではございません。施策評価シートの見方の詳細については、中間評価結果の46～47ページを御覧ください。</p>
2	<p>(2) 令和7年度に目標値300haを達成するためには、残り2年で47haの保全面積増加が必要であり、客観的に見て施策の進捗状況の区分は「B」でなく「D」とすることが妥当と考えます。</p>	<p>(2) 施策の進捗状況については、3つの成果指標の「達成率」「指標達成度」から判定しており、その中で成果指標の一つである「緑地保全面積」については、樹林地の土地所有者に対して連絡を取り、緑地保全施策の制度の説明をし、保全の協力を依頼した結果、令和4年度、5年度で「特別緑地保全地区」の2地区の新規指定、3地区の指定拡大や「ふれあいの森」の協定1件を行ったことで、合計1.5haの確保へ繋がりました。また、土地所有者に対し積極的に交渉を行ったことで、緑地保全協定の制度を初めて知った土地所有者もいたことから、今後の緑地保全の推進を図る上で一定の進捗がありましたので「B」としています。</p>
3	<p>(3) 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」における目標である「2050年までの市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」は「人為的なCO2排出量と森林等のCO2吸収量を差し引いてCO2排出をゼロとみなすもの」とされており、この観点でも目標を大きく下回っています。従来の取組の継続だけでは令和7年度の目標達成は不可能と言えるため、「緑地保全カルテ」の活用実績を再検証すべきであり、緑地保全面積の拡大には抜本的な対策の見直しが必要です。令和7年度の緑地保全面積300haという目標の達成に向けた具体的な行動計画を示してください。</p>	<p>(3) 市域の緑地保全面積の拡大に向けては、外部評価（第2期実施計画・総括評価）において、政策評価審査委員会から、「現状の制度下においては上限値に近いところまで到達していると考えられることから、地権者のニーズに応じた改善を図りながら引き続き取組を進めるとともに、成果指標としている保全緑地の対象を拡げ、水辺地や市街地における緑化地など、都市に残る緑地や新たに創出する緑地も含めた総合的な緑地の保全に向けた量的な指標の改善を検討していくことが必要」との意見をいただいていることから、今後は、意見を踏まえつつ、計画的な緑地保全施策の検討を行ってまいります。</p> <p>また、これまで、緑地保全カルテでAランクの評価をした樹林地の土地所有者に対して、緑地保全制度や税制優遇制度等について対面で説明を</p>

		<p>行い、緑地保全への理解を求めてきましたが、土地需要の高さから緑地保全への協力が得られないことも多い状況となっているとともに、すべての地権者の方との対面での交渉も困難となっていることを踏まえ、交渉手法について検討を行ってまいります。</p> <p>なお、成果指標としている緑地保全面積（樹林地）だけでなく水辺地空間など他の要素についても測ることのできる総合的な緑地の保全に向けた量的な成果指標の設定について検討していきます。</p>
<p>4</p>	<p>障害者の自立支援を更に推進していただきたいです。</p> <p>視力に重度の障害があり、紙の書類の読み書きがほぼ不可能で、屋外の歩行にも支障を来すような状態ですが、電子化により、多くの手続きを自力で行うことが可能となります。</p> <p>実際、先日健康診断を受けた市内の民間施設では、問診票や結果は電子化されていましたが、領収書は電子化されておらず、自力での対応ができませんでした。健診施設に領収書を電子で発行するよう依頼しましたが、断られたため、市役所からも電子化を健診施設に促していただきたいです。</p> <p>障害者の自立支援の観点から、市役所と民間が連携し、電子化を進めていただきたいです。</p>	<p>医療機関での領収書の電子化については、他分野も含め義務付け等も行われておらず、システム改修費用の負担等もあることから、導入は事業者の判断に委ねられておりますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮については、適宜、関係機関・団体を通じ周知を行っております。</p> <p>また、障害のある方があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要とされる中で、より一層の施策の推進が求められていることから「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が策定され、本市においても、視覚障害のある方向けに、視覚障害者情報文化センターにおいて、コミュニケーションの幅を広げるとともに、生活の利便性が向上するよう、ICT（パソコン・スマートフォン）に関する相談を行うなど、電子化への対応の支援を実施しております。今後も視覚障害のある方が必要な情報を取得・利用できるような多様な支援を実施してまいります。</p>
<p>5</p>	<p>施策 4-8-2「市民の文化芸術活動の振興」について、</p> <p>(1) この施策は、ほとんどが指定管理者制度を導入した施設に関する事業で構成され、評価の指標として入場者数が設定されていますが、事業が成功しているか否かの指標としては「指定管理者の収支」が重要だと考えます。</p> <p>「藤子・F・不二雄ミュージアム事業」は黒字であり事業としては成功していますが、達成度は4となっていることや、入場者数は市の人口増加や外国人観光客の影響もあることなどを</p>	<p>(1) 指定管理者制度を導入している公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(地方自治法第244条第1項)であり、営利を目的とするものではないことから、指定管理者の事業収支と市の指定管理料の割合をもって評価することは適切ではないものと考えます。</p> <p>施策 4-8-2「市民の文化芸術活動の振興」については、施策の方向性において「誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりの推進」を掲げていることから、「藤子・F・不二雄ミュージアム</p>

	<p>考慮すると、「市の事業」としては、事業収入と市の補助金額の割合で評価するべきではないでしょうか。</p>	<p>事業」をはじめ、文化施設運営に係る事務事業の成果指標につきましては、「施設の入場者数」を設定しているところでございます。</p> <p>なお、指定管理者の評価として、有識者で構成する「民間活用事業者選定評価委員会」において、利用者満足度、収支計画・実績、サービス向上、業務改善の状況等により毎年度審議・評価いただいているところです。</p>
6	<p>(2) 川崎市アートセンターは赤字が続き、平成 31 年度は利用率が 25%の諸室もあるという状況のなか、毎年約 1 億 4 千万円の税金が指定管理料として投入されています。</p> <p>文化芸術の振興は重要ですが、税金を投入する価値があるかどうかは意見が分かれるところであり、価値判断が困難である事業の赤字を税金で補填し続けることは、破綻していると言わざるを得ません。赤字が続く指定管理者事業の継続の是非について、どのような判断基準があるのか見解をお伺いします。</p>	<p>(2) 川崎市アートセンターは、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上、経費の縮減を図りながら、効率的・効果的に対応していくため、指定管理者制度を導入しております。</p> <p>市はアートセンターの管理・運営に必要な費用として指定管理料を設定しており、指定管理者は指定管理料のほか、施設利用に係る利用料、物販収入、助成金・協賛金などの収入で施設を運営しておりますが、結果として赤字であっても、市がこれを補填するものではございません。</p> <p>また、指定管理者制度の継続の適否につきましては、有識者で構成する「民間活用事業者選定評価委員会」において、市民サービスの提供状況や事業目的の達成状況などを検証・評価し、判断することとしております。</p>
7	<p>(3) 市民ミュージアム浸水で被害を受けた史料の復旧は、今の日本の経済や社会のあり方では税金で行うしかないと考えます。</p> <p>遺跡や遺物は後世にとって重要な財産であるため、今後も歴史的資料や遺物の保存と復旧をお願いします。</p>	<p>(3) 原則、全ての被災収蔵品を、修復することを目指しております。被災収蔵品の修復には税金のほか、企業等の助成金を活用させていただくとともに、ホームページにて被災収蔵品の修復に対する寄付金を募集し、活用させていただいております。</p> <p>貴重な作品・資料を未来に渡り保存するためにも、レスキュー作業を継続的に行ってまいります。</p>

(2) 政策評価の手法に関するもの (3件)

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	<p>事務事業評価シートの評価内容は、第三者による評価ではなく、自画自賛の評価であり、評価に偏りが生じる可能性があります。</p> <p>そのような内容よりも、数値的情報の充実を求めます。例えば、県から川崎市への支出金は県の全歳出の 10.5% (川崎市の特別市広報用動画より) を占めていますが、事務事業評価シー</p>	<p>総合計画では、内部・外部の視点により検証しながら進行管理を行うこととしており、事務事業の評価は、市の内部評価として実施し、施策の評価は、外部評価として学識経験者と公募による市民委員で構成する「川崎市政策評価審査委員会」において、専門的視点や市民目線で、内部評価の妥当性等について審議いただいているところで</p>

	トでは、予決算欄に「県の支出金」欄はなく「その他の特定財源」欄に含まれています。以前、市に質問したところ、「市民の分かり易さのため」との説明でしたが、実際には分かりにくくしています。「県の支出金」欄を設けることを改めてお願いします。	す。 また、事務事業評価シートでは、事業の概要から今後の方向性まで、多岐にわたる情報をすべて網羅することは難しいため、進行管理・評価に必要な情報をできる限り簡潔で分かりやすく掲載することとしています。そのため、予決算額の財源内訳は、主要な4区分（国庫支出金、市債、その他の特定財源、一般財源）に分けており、県支出金は「その他の特定財源」に含めて掲載しています。
2	事務事業評価シートは施策ごとにまとめて掲載されていますが、PDFファイルの冒頭にある「政策体系図」には、8桁の事務事業コードのうち、下2桁が記載されておらず、○になっており探しにくいです。PDFのページを追いやすくするために数字を記載してください。	各年度の事務事業評価シートは、政策ごとにまとめてPDF形式で市のホームページに掲載しています。冒頭の「政策体系図」に事務事業コードがなく、御不便をおかけしておりますが、PDF閲覧ソフトの検索機能を活用し、事務事業名を入力することで、該当の事務事業シートを探すことが可能ですので、御利用いただきますようお願いいたします。
3	令和4年度から事務事業評価シートにSDGsのマーク等が付与されていますが、文字が潰れて見えにくく、市民にとって不要です。その様な改訂ができるのであれば、一覧に事務事業コードを記載してください。	本市では、全ての事務事業とSDGsとの関連づけを明確にすることを目的として、事務事業シートにSDGsのアイコンを明示しています。 事務事業評価シート中の画像については、総ページ数が多いため、ファイルのデータ容量を調整している関係上、画質が粗くなっておりますが、ゴールやターゲットの番号を記載することで情報を補完していますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(3) その他意見募集の趣旨に沿わないもの(0件)